

別表2（第2条関係）

軽微な土地の利用目的の変更

第2条第1項の軽微な土地の利用目的変更とは、次のものをいう。

- 1 次の用途区分のうち(イ)の各区分中(ロ)に掲げる区分での変更で、施行区域の面積が3,000平方メートルに満たないもののうち、土地利用基準に照らし防災施設の新設の必要性又は変更がないもの

用途区分		例示
(イ)	(ロ)	
住宅等	住宅（A）	一戸建専用住宅、長屋建専用住宅
	住宅（B）	共同住宅、寄宿舎、寮
	併用住宅	
公益施設等	文教施設	小中高等学校、幼稚園、保育所、大学
	社会教育施設	図書館、公民館
	医療施設	病院、診療所
	社会福祉施設	養老院、託児所
	公共建物	警察官派出所、公共団体庁舎
	宗教施設	神社、寺院
	交通施設（A）	鉄道施設、自動車ターミナル
	交通施設（B）	駐車場、車庫
	公共事業施設	電気事業施設、水道事業施設
	通信施設	
商業施設 （店舗等に該当するもの）	日用品店舗等	日用品（店舗・修理加工、サービス）店舗
	物品販売店舗	
	飲食店	
	歓楽施設（A）	マージャン店、パチンコ店
	歓楽施設（B）	劇場、映画館
	歓楽施設（C）	待合、料亭
	歓楽施設（D）	キャバレー、舞踏場
	歓楽施設（E）	特殊浴場
商業施設 （事務所及び宿泊施設等）	宿泊施設	ホテル、旅館
	運動施設	競技場、水泳場、ボーリング場
	観光施設	展望台、休憩所
	研修所	
	事務所	
	倉庫	
農林漁業施設	農林漁業施設（A）	都市計画法施行令第20条の建築物（昭和44年政令第158号）
	農林漁業施設（B）	農林水産物貯蔵施設
	農林漁業施設（C）	農林水産物処理加工施設
鉱工業施設	鉱業施設	
	工場	

	火薬類製造貯蔵施設	
特殊都市施設	卸売市場 と畜場 汚物処理場 ごみ焼却場 火葬場 廃棄物処理施設等	
資材置場等	資材置場 土石の採取 墓園	